○佐久市生活安全条例

平成18年9月29日条例第46号

佐久市生活安全条例

(目的)

- **第1条** この条例は、防犯意識の高揚と地域における自主的な防犯活動(以下「地域防犯活動」という。)の推進を図ることにより、安全で住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民 市内に住所を有する者及び市内に滞在する者をいう。
 - (2) 事業者等 市内において事業を行うもの及び市内に所在する土地又は建物その他の工作物を 所有し、又は管理するものをいう。

(市の責務)

- **第3条** 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施するよう 努めるものとする。
 - (1) 防犯意識を高揚するための啓発に関すること。
 - (2) 地域防犯活動の推進及び支援に関すること。
 - (3) 防犯に配慮した環境の整備に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項
- 2 市は、前項各号に掲げる事項の実施に当たっては、市民及び事業者等の意見を反映させるよう努めるとともに、防犯関係団体及び警察署その他の関係行政機関と連携を図るよう努めるものとする。 (市民及び事業者等の責務)
- **第4条** 市民及び事業者等は、この条例の目的を達成するため、自ら必要な措置を講ずるよう努める とともに、互いに協力して地域防犯活動の推進に努めるものとする。
- 2 市民及び事業者等は、この条例の目的を達成するために実施する市の施策に協力するよう努める ものとする。

(生活安全モデル地域の指定)

- **第5条** 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、生活安全モデル地域(以下「モデル地域」という。)を指定し、当該モデル地域についてこの条例に基づく施策を重点的に 実施することができる。
- 2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、市の広報紙への掲載その他の方法により、これを 市民に周知するものとする。
- 3 市長は、モデル地域の指定を継続する必要がなくなったと認めるときは、当該指定を解除するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

(佐久市生活安全推進協議会の設置)

第6条 この条例の目的を達成するために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、佐久市生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

- 第7条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 識見を有する者
 - (2) 防犯関係団体の代表者
 - (3) 各種団体の代表者
 - (4) 関係行政機関の職員等
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 (任期)
- 第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第9条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第10条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(平成17年佐久市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

Γ	国民保護協議会委員・専門		6,500円	
	委員・幹事			L
を				
Γ	国民保護協議会委員・専門		6,500円	
	委員・幹事			
	生活安全推進協議会委員		6,500円	J

に改める。

【佐久市公共施設】公共施設における防犯カメラの設置状況

設置年月日

番号

施設の名称

______ 資料№2

所管課

設置台数

設置個所

	1	佐久市役所 本庁舎	平成22年12月10日	①② 1F通用口及びロータリー入口 ③④⑤⑥ 2F東.西通用口、福祉部側 入口、市民健康部側入口	8	財政課
	2	佐久市議会棟	平成22年12月10日	①玄関 ②北側駐車場		財政課
	3	佐久市複合型公共施設 サングリモ中込	平成20年3月	① 1 階エレベータ前 ② 1 階市営住宅郵便受前 ③ 1 階交流センター入口 ④ 2 階口腔歯科保健センター入口 ⑤2階エレベータ前	5	健康づくり推進課
	4	佐久市立あさしな保育園	平成18年8月1日	正門 (防犯用)	1	子育て支援課
	5	佐久市立城山保育園	平成29年4月1日	正門~園庭、駐車場 (防犯用)	1	子育で支援課
指定管	6	佐久市立もちづき保育園	平成29年4月1日	正門~園庭、駐車場 (防犯用)	1	子育で支援課
理	7	障害者支援施設 臼田学園	平成27年8月3日	正門 (防犯用)	1	臼田学園
<u></u>	8	佐久市臼田支所	平成30年2月28日	庁舎入り口 庁舎北側駐車場	2	臼田支所
無	9	望月小学校	平成18年11月	改築時に設置	3	教育施設課
	10	川村吾蔵記念館	平成22年3月30日	展示室監視用(盗難等)	3	文化振興課
	11	望月歴史民俗資料館	平成3年8月1日	展示室監視用(盗難等)	4	文化振興課
	12	佐久市立近代美術館	昭和58年5月26日	全て館内に設置 主に展示室内の監視用	16	近代美術館
		佐久市立国保浅間総合病院 西棟	平成18年8月10日(俊 工) 平成18年10月1日(開 院)	(内6階=9台)	22	総務課
	13	佐久市立国保浅間総合病院 南棟・東棟	,	(南棟1台、東棟2台)	3	総務課
		佐久市立国保浅間総合病院 中央棟	平成29年1月31日(竣 工) 平成29年3月19日(開 院)		6	総務課
			小計(1)	1	76	<u> </u>
	1	佐久市特別養護老人ホームシルバーランドみつい	平成13年4月1日	正面玄関·職員玄関(防犯用)	2	高齢者福祉課
	2	佐久市特別養護老人ホームシルバーランドきしの	平成20年4月1日	敷地入口2か所(防犯用)	2	高齢者福祉課
	3	佐久市特別養護老人ホーム結いの家	平成15年4月1日	各フロア(入居者確認用)	12	高齢者福祉課
	4	あいとびあ臼田	平成24年4月1日	職員用玄関(防犯用)	1	高齢者福祉課

【佐久市公共施設】公共施設における防犯カメラの設置状況

______ 資料№2

81

	番号	施設の名称	設置年月日	設置個所	設置台数	所管課
	5	市民交流ひろば	平成25年9月13日		9	公園緑地課
	6	平尾山公園	平成7年、平成28年		5	公園緑地課
指定管理 (7	駒場公園	平成28年7月1日	入口1台、屋内プール内3台 屋内プールの監視カメラ設置年月日不明	4	公園緑地課
有)	8	国民宿舎もちづき荘	平成22年2月26日	施設内	4	観光課
	9	交流促進センターゆざわ荘	平成22年2月26日	施設内	2	観光課
	10	布施温泉	平成22年2月26日	内 2 台指定管理者所有	3	観光課
	11	あさしな温泉穂の香乃湯	平成22年2月26日		1	観光課
	12	平尾温泉みはらしの湯	平成28年12月17日	指定管理者所有	2	観光課
	13	プラザ佐久 プラザ佐久	平成9年9月30日	施設内(内、自由通路4台)	14	観光課
	14	道の駅ほっとぱーく・浅科	平成22年2月26日		1	観光課
	15	道の駅ヘルシーテラス佐久南	平成29年6月30日	施設内·駐車場	14	地域整備室
	16	佐久総合運動公園陸上競技場	平成24年12月27日 (竣工日)	①メインスタンド幕屋根北端、 ②スタンド南側車椅子席屋根 ③南側トイレ入口上	3	スポーツ課
	17	佐久総合運動公園野球場	平成31年3月21日 (竣工日)	①バックネット裏観客席 ②正面玄関	2	スポーツ課

小計 (2)

合計	(1)+(2)	157
----	---------	-----

佐久市役所本庁舎、佐久市議会棟防犯カメラの設置及び運用に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、佐久市役所本庁舎及び佐久市議会棟に設置する防犯カメラの運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 防犯カメラ 庁舎管理上における、犯罪や事故の防止、適正管理、利用状況の確認や、宿日直業務における来庁者管理などを目的として、常設される映像機器及びこれに附属する機器をいう。
 - (2) 画像 防犯カメラにより収集された映像をいう。
 - (3) 記録媒体 前号による画像を記録又は保存したものをいう。 (個人情報の保護)
- 第3条 防犯カメラの設置に当たっては、佐久市個人情報保護条例(平成17年佐久市条例第16号)の定めるところにより、個人情報の保護のための適切な措置を講じるものとする。

(防犯カメラ管理責任者)

第4条 防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、防犯カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、財政課企画幹をもって充てる。

(防犯カメラの設置に係る措置)

- 第5条 管理責任者は、画像から知り得た個人情報が他に漏れることのないように、必要な措置を講じる。
- 2 管理責任者は、画像の漏えい、滅失又は損傷等の防止のため、画像閲覧 システムのログインパスワードを定期更新する。

(画像等の保管)

- 第6条 画像及び記録媒体について、次のとおり定める。
 - (1) 画像及び記録媒体の保管期間は、ハードディスクの容量により、可能な限りとする。
 - (2) 画像は、撮影時の状態のまま保管し、当該画像を加工しない。
 - (3) 画像を保管するときは、記録媒体を施錠のできる保管庫等に保管する等、盗難及び紛失の防止を図る。

(画像及び記録媒体の閲覧)

- 第7条 画像及び記録媒体の閲覧は、管理責任者が必要とする場合のみ行う ものとする。ただし、宿日直業務における来庁者管理に必要とする画像の 閲覧については、この限りでない。
- 2 管理責任者は、閲覧にあたって、防犯カメラの操作を行う職員を選任し、 作業を代理させることができる。

(目的外利用及び外部提供の制限)

- 第8条 管理責任者は、画像及び記録媒体の内容を、次に掲げる場合を除き、 防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはなら ない。
 - (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 警察への捜査協力や、国又は他の地方公共団体に提供する場合であって、これらの機関が所掌する事務の遂行に必要不可欠であると認められるとき。
 - (3)人の生命、身体又は財産の安全を守るために、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

附則

この基準は、平成31年4月19日から施行する。

プライバシー:他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由【広辞苑】 個人や家庭内の私事・私生活、個人の秘密。また、それが他人 から干渉、侵害を受けない権利【大辞泉】

肖像権 :人格権の一。自己の肖像画や肖像写真を無断で描かれまたは撮 影され、公表されるのを拒否する権利【広辞苑】

個人情報:生存する個人に関する情報であって、①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録等で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。≪抜粋≫ ②個人識別符号が含まれるもの【個人情報の保護に関する法律】

1 プライバシー権、肖像権

プライバシー権・肖像権は憲法の規定によって明確な定義が定められているものでは ないが、日本国憲法十三条の解釈により、保障される基本的人権であると考えられて います。

日本国憲法

[個人の尊重と公共の福祉]

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

2 個人情報の保護に関する法律 ≪ 抜 粋 ≫

(目的)

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいず れかに該当するものをいう。
 - 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの**≪ 抜 粋 ≫**

(基本理念)

第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんが み、その適正な取扱いが図られなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(→佐久市個人情報保護条例等の整備・運用)

(地方公共団体等が保有する個人情報の保護)

- 第十一条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案 し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。 (→佐久市個人情報保護条例施行規則による取扱簿等の作成等)
- 2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

- 3 佐久市個人情報保護条例 <u>≪ 抜 粋 ≫</u> (目的)
- 第1条 この条例は、市の機関が保有する個人情報の開示等を求める権利を明らかにするとともに、 個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、個人の権利利益を保護することにより、 基本的人権の擁護及び公正で開かれた市政の確立に資することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、 固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。
 - (2) 個人情報 個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
 - イ 個人識別符号が含まれるもの
 - (3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。
 - ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号 その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
 - イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
 - (4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
 - (5) 特定個人情報 個人情報であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。
 - (6) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。第16条の2第2項において同じ。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
 - (7) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(佐久市情報公開条例(平成17年佐久市条例第15号)第2条第2号に規定する公文書をいう。)に記録されているものに限る。
 - (8) 保有特定個人情報 保有個人情報であって、特定個人情報に該当するものをいう。
 - (9) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について市民及び事業者の意識の啓発に努めなければならな

W

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に 使用してはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、その取扱いに当たっては、個人の権利利益を 保護するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力 しなければならない。

(収集の制限)

- 第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、所掌事務の範囲内で、個人情報の保有目的を明確 にし、当該保有目的の達成に必要な限度において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、法令又は 条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより収集するとき、本人の同意のあるときその 他本人以外のものから収集することに相当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づいて収集する 場合又は正当な事務若しくは事業の実施のために必要があるときは、この限りでない。

(特定個人情報の収集等の制限)

第5条の2 実施機関は、番号利用法第20条に該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

(保有個人情報取扱事務の登録)

- 第6条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務(以下「保有個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した保有個人情報事務取扱簿を備え付けなければならない。
 - (1) 保有個人情報取扱事務の名称
 - (2) 保有個人情報を取り扱う組織の名称
 - (3) 保有個人情報取扱事務の目的
 - (4) 保有個人情報の記録項目
 - (5) 保有個人情報の対象者の範囲
 - (6) 保有個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 前項による備付けは、実施機関の職員又は職員であった者に係る事務については、適用しない。
- 3 実施機関は、保有個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該保有個人情報取扱事務について保有個人情報事務取扱簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ないときは、保有個人情報取扱事務が開始された日以後に同項の登録をすることができる。

(公示及び閲覧)

- 第7条 実施機関は、保有個人情報事務取扱簿を作成したとき又は変更したときは、その内容を公示するものとする。
- 2 実施機関は、保有個人情報事務取扱簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(適正管理)

- 第8条 実施機関は、保有個人情報取扱事務の目的を達成するため、保有個人情報を正確かつ最新の 状態に保つよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の保有個人情報の適正な管理の ために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、保有の必要がなくなった保有個人情報については、速やかに廃棄し、又は消去しな ければならない。ただし、歴史的資料として活用する場合は、この限りでない。

(受託者の責務等)

第9条 実施機関から保有個人情報の処理、施設の管理その他の業務の委託を受けた者(地方自治法 (昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を行わせる同項に規定す る指定管理者(以下「指定管理者」という。)を含む。以下「受託者」という。)は、受託した業

- 務(指定管理者が管理する公の施設の当該管理に関する業務を含む。)の範囲で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。
- 2 前項の受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 3 実施機関は、業務を委託するとき(地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせるときを含む。)は、受託者に対して、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じさせなければならない。

(保有個人情報の利用及び提供の制限)

- 第10条 実施機関は、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)を第5条第1項に規定する保有の目的(以下「利用目的」という。)の範囲を超えて当該実施機関内における利用又は当該実施機関以外のものへの提供(以下「目的外利用・提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 同一の実施機関内で利用する場合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは他の実施機関等に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、 その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があると認められるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用・提供をするときは、本人及び第三者の権利 利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

- 第10条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第10条の3 実施機関は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を 提供してはならない。

 第11条以下け省略	

資料No.6

実施計画(令和2年度~令和4年度)

6 暮らしを守る安心と安全のまちづくり

Г	(新規)	公立保育所、児童館及び小中学校	R2	R3	R4
10	公立保育所・学校等防犯 カメラ設置事業	への防犯カメラの設置 ・ 防犯カメラ設置工事費	Î		2
	【子育て支援課、教育施設課】		事業費:		66, 400

(佐久市ホームページ掲載)

1 設置目的

不審者の侵入防止や、犯罪防止等の観点から安全確保及び犯罪予防を目的として防犯カメラを設置する。

2 設置予定の施設

○公立保育所

すでに設置済である城山保育園、もちづき保育園を除いた13保育所の出入口や駐車場等に2台設置予定。(あさしな保育園については1台追加)

○児童館

市内19児童館の玄関に1台設置予定。

○公立小中学校

17小学校及び7中学校の正門、その他の門、駐車場等に各4台設置予定。 望月小学校については1台追加予定。

防犯カメラ運用に関するルール作りのスケジュール

